（建設労働者の雇用の改善等に関する法律の一部改正）

第三十五条　建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項第一号中「以下この項」を「次号」に改め、同条第二項を削る。

第十条中「前条第一項各号」を「前条各号」に改め、「（独立行政法人雇用・能力開発機構の業務として行われるものに限る。）」を削る。

（地域雇用開発促進法の一部改正）

第三十六条　地域雇用開発促進法（昭和六十二年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項第四号中「第七条第一項」を「第七条」に改める。

第七条第一項中「この項」を「この条」に改め、同条第二項を削る。

第八条第一項、第十六条及び第十八条第一項中「独立行政法人雇用・能力開発機構」を「独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構」に改める。

（中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律の一部改正）

第三十七条　中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項を削る。

附則第三条の見出しを「（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の業務の特例に係る措置）」に改め、同条中「独立行政法人雇用・能力開発機構は、独立行政法人雇用・能力開発機構法附則第四条第一項第二号」を「独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構は、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法（平成十四年法律第百六十五号）附則第五条第三項第一号」に、「独立行政法人雇用・能力開発機構法附則第六条」を「独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律（平成二十三年法律第二十六号）による廃止前の独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成十四年法律第百七十号）附則第六条」に、「旧雇用・能力開発機構法」を「雇用・能力開発機構法」に改める。

（沖縄振興特別措置法の一部改正）

第三十八条　沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）の一部を次のように改正する。

第八十一条を次のように改める。

第八十一条　削除

附則第三条の見出しを「（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の業務の特例）」に改め、同条中「独立行政法人雇用・能力開発機構は、独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成十四年法律第百七十号）附則第四条第一項第二号」を「独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構は、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法（平成十四年法律第百六十五号）附則第五条第三項第一号」に改める。

（独立行政法人住宅金融支援機構法の一部改正）

第三十九条　独立行政法人住宅金融支援機構法（平成十七年法律第八十二号）の一部を次のように改正する。

第十三条第二項第三号中「独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成十四年法律第百七十号）第十二条第一項」を「中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）第七十二条第二項」に改める。

附則第七条第一項第六号中「独立行政法人雇用・能力開発機構法附則第四条第十項」を「中小企業退職金共済法附則第二条第二項」に、「第十二条第一項」を「第七十二条第二項」に、「次の業務」を「同法附則第二条第一項第二号及び第四号の業務（次に掲げる業務に限る。）」に改め、同号イ中「独立行政法人雇用・能力開発機構法」を「独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律（平成二十三年法律第二十六号）による廃止前の独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成十四年法律第百七十号。ロにおいて「旧雇用・能力開発機構法」という。）」に、「規定する」を「掲げる業務に係る」に改め、同号ロ中「独立行政法人雇用・能力開発機構法」を「旧雇用・能力開発機構法」に、「の業務」を「に掲げる業務」に改める。

（特別会計に関する法律の一部改正）

第四十条　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

第九十九条第二項第一号チを次のように改める。

チ　中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）第七十五条第三項、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法（平成十四年法律第百六十五号）第十七条第三項及び独立行政法人労働政策研究・研修機構法第十四条第三項の規定による納付金

第九十九条第二項第二号ロ中「独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構、」を「独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構及び」に改め、「及び独立行政法人雇用・能力開発機構」を削る。

附則第十九条中「独立行政法人雇用・能力開発機構法附則第四条第四項、第七項又は第八項」を「独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法附則第五条第四項又は第七項」に、「及び」とあるのは「並びに」と、「第十四条第三項の規定」とあるのは「第十四条第三項並びに同法附則第四条第四項、第七項及び第八項の規定」を「第十七条第三項及び」とあるのは、「第十七条第三項並びに同法附則第五条第四項及び第七項並びに」に改める。

（雇用保険法等の一部を改正する法律の一部改正）

第四十一条　雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号）の一部を次のように改正する。

附則第六条第二項中「独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成十四年法律第百七十号）及び独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法」を「独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法」に、「並びにこれら」を「及びこれ」に、「独立行政法人雇用・能力開発機構及び独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構」を「独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構」に改める。

（雇用対策法及び地域雇用開発促進法の一部改正）

第四十二条　雇用対策法及び地域雇用開発促進法の一部を改正する法律（平成十九年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

附則第三条中「第七条第一項」を「第七条」に、「同項」を「同条」に改める。

環境影響評価法の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年四月二十七日

内閣総理大臣　菅　**直**人

総務大臣　片山　善博

財務大臣　野田　佳彦

厚生労働大臣　細川　律夫

国土交通大臣　大畠　章宏

法律第二十七号

環境影響評価法の一部を改正する法律

（環境影響評価法の一部改正）

第一条　環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第二号ロ中「及び同項第二号の負担金」を「、同項第二号の負担金及び同項第四号の政令で定める給付金のうち政令で定めるもの」に改める。

第六条第一項中「対し、方法書」の下に「及びこれを要約した書類（次条において「要約書」という。）」を加える。